

解体・改修工事における

石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されました



大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物等の解体・改造・補修工事における石綿飛散防止対策が、令和3年4月から段階的に強化されています。



令和3年4月1日～

全ての石綿含有建材が規制の対象

令和4年4月1日～

元請業者又は自主施工者（以下「元請業者等」という。）による**事前調査結果の報告の義務化**（報告は福岡市長へ）

令和5年10月1日～

建築物に係る解体等工事について**調査者等**による事前調査の義務化

令和8年1月1日～

工作物に係る解体等工事について**調査者等**による事前調査の義務化

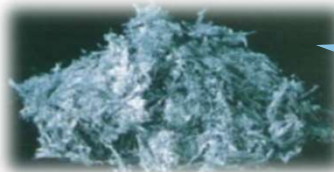
石綿(アスベスト)とは

石綿ともよばれるアスベストは、繊維状の天然鉱物で、耐熱性や耐摩耗性などの優れた性質をもつため、建材等に広く使用されてきました。肺がんや中皮腫の原因となることから、現在は輸入・製造・使用が禁止されています。

クリソタイル(白石綿)

アモサイト(茶石綿)

クロシドライト(青石綿)

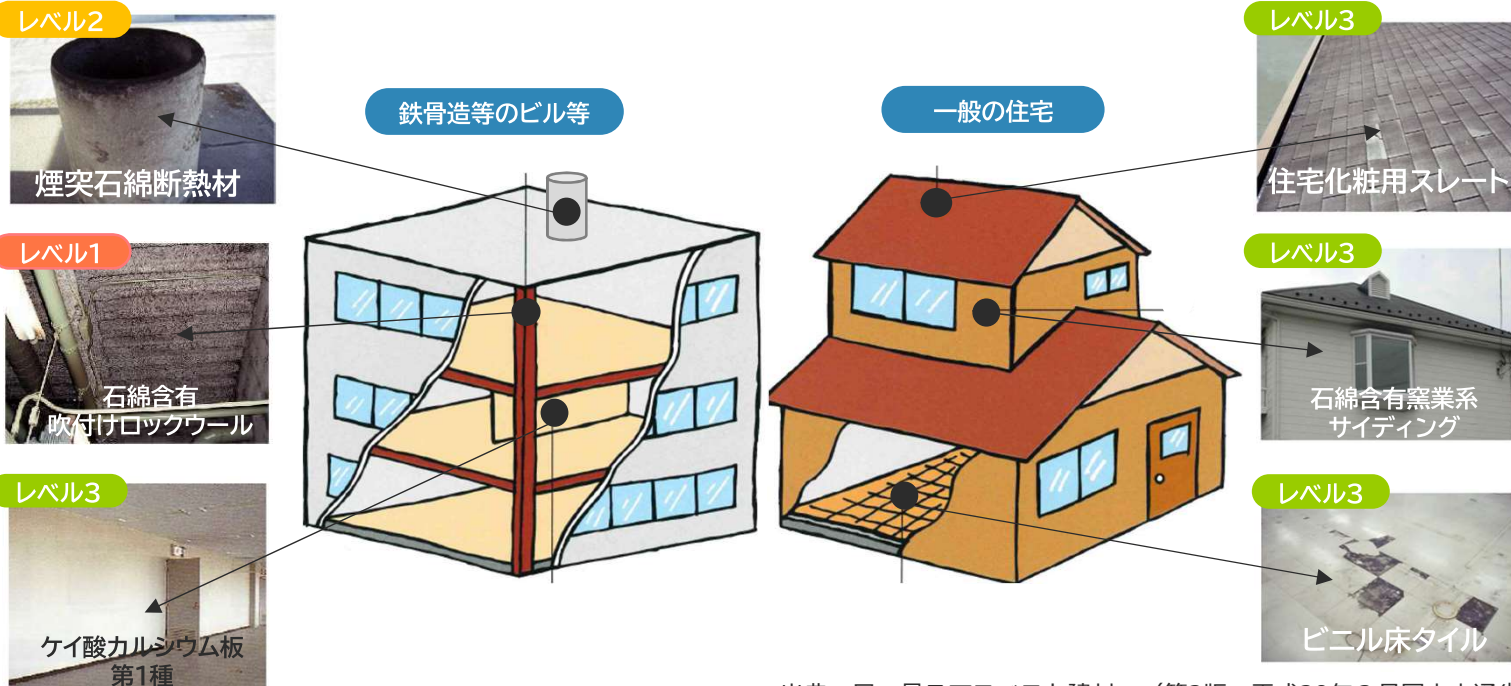


この他にも、トリモライトや、アクチノライト、アンソフィライトがあり、計6種類あります。

出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）

石綿含有建材の使用箇所及び種類

〈石綿含有建材の使用箇所の例〉

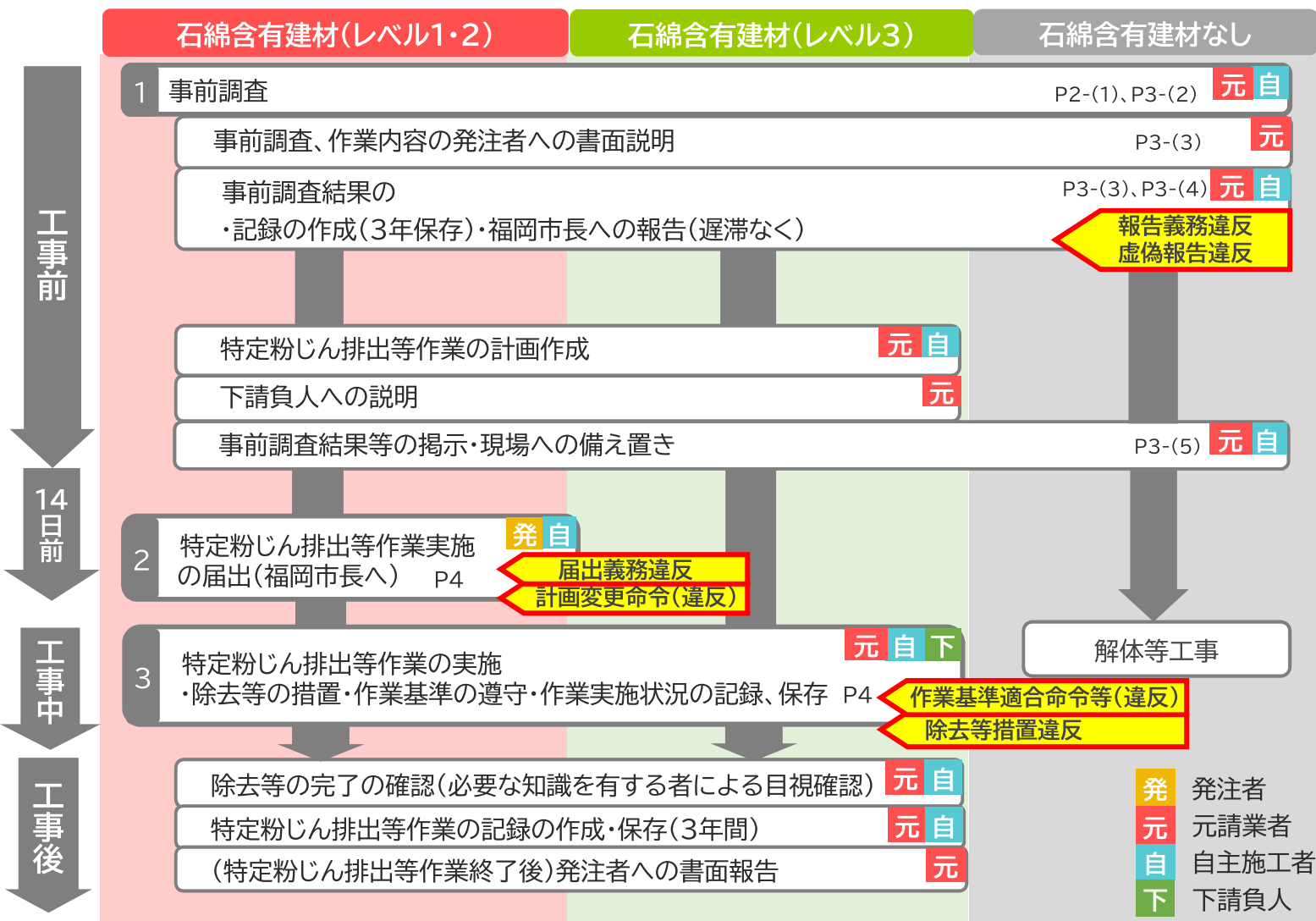


出典：目で見えるアスベスト建材（第2版 平成20年3月国土交通省）

〈石綿含有建材の種類〉

石綿含有建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	その他の石綿含有建材（成形板、仕上塗材等）
レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い

解体・改造・補修工事の手続きの流れ



1 事前調査

元請業者 自主施工者

元請業者等は、建築物・工作物の解体、改造、補修工事を行う前に、石綿含有建材の使用の有無について、調査する必要があります。

(法第18条の15第1項、第4項)

(1) 事前調査の方法

①書面調査

②目視調査

③分析調査

設置工事の着手日がH18.9.1以後のもの

みなし含む

石綿あり

石綿なし

① 書面調査

設計図書等により、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、建築材料を確認し、石綿の使用の有無を、石綿(アスベスト)含有建材データベース等により確認します。

ポイント! 書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません。*1

② 目視調査

現地で各部屋・部位を網羅的に確認します(書面調査との相違を確認)。

③ 分析調査*2

書面調査・目視調査で石綿含有の有無が不明な場合、同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

*1 ただし、平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や石綿の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

*2 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号参照)に依頼してください。

(2) 必要な知識を有する者(調査者等)による事前調査の実施

〔法第18条の15第1項、第4項、規則第16条の5〕

調査者等による調査が必要な工事		調査者等の要件
建築物の解体等工事	令和5年10月1日以降に着工する工事	以下の要件のいずれかに該当する者 要件Ⅰ：一般建築物石綿含有建材調査者 要件Ⅱ：特定建築物石綿含有建材調査者 要件Ⅲ：一戸建て等石綿含有建材調査者 要件Ⅳ：令和5年9月30日までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者 ※Ⅲは、一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ調査可能
工作物の解体等工事	令和8年1月1日以降に着工する工事 ※令和7年12月末までは調査者等以外も事前調査可能(事前調査は必要です)	要件Ⅴ：工作物石綿事前調査者に該当する者
	特定工作物のうち①～⑤、⑦～⑪	要件ⅠⅡⅣⅤのいずれかに該当する者
	特定工作物以外の工作物 ※塗料その他の石綿等を使用されているおそれのある材料の除去を伴うもの	

義務付け前においても、調査者等による事前調査の実施が望ましいです！

※特定工作物：石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第77号）

- ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、
- ④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、
- ⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、
- ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む）、
- ⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、
- ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）



(3) 事前調査結果の記録の作成・発注者への書面説明

〔法第18条の15第1項、第3項、第4項、規則第16条の7、第16条の8〕

事前調査に関する記録を作成（3年保存）するとともに、発注者に対して書面で説明を行います。

<記録事項（必須）>

- 発注者の名称、代表者氏名、住所
- 解体等工事の場所
- 解体等工事の名称及び概要
- 設置工事の着手日
- 事前調査終了日
- 事前調査の方法
- 建築物等の概要
- 各建築材料が特定建築材料に該当するか(およびその根拠)
- 対象となる建築物等の部分(改造・補修の場合)
- 調査者氏名、調査者等に該当することを明らかにする事項（書面調査、目視調査を行った場合）
- 分析調査を行った箇所(分析している場合)
- 分析調査を行った者の氏名、所属する法人名(分析している場合)

(4) 事前調査結果の報告

報告はこちらから！



下記の表に該当する建築物等の工事を行う場合は、**石綿含有建材の有無にかかわらず**、元請業者等が**事前調査結果を福岡市長へ報告する**必要があります。(法第18条の15第6項、規則第16条の11)

全ての建築物	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改造・補修	請負代金の合計が100万円以上
特定工作物	解体・改造・補修	請負代金の合計が100万円以上

(5) 事前調査結果等の掲示・現場への備え置き

元請業者等は、事前調査の結果・作業内容について**A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上**の大きさと、**公衆の見やすい場所に**掲示する必要があります。また、事前調査に関する記録を現場に備え置く必要があります。(法第18条の14、15第5項、規則第16条の4第2号、9・10)

<掲示板の記載事項（必須）>

- 元請業者等の名称、代表者氏名、住所
- 事前調査結果
- 調査終了日
- 調査方法

(石綿含有建材ありの場合)

- 建材の種類
- 発注者等の名称、代表者氏名、住所
- 元請業者等の現場責任者氏名、連絡場所
- 特定粉じん排出等作業の実施期間、作業方法

(特定粉じん排出等作業実施の届出対象の場合)

- 届出年月日および届出先

掲示イメージ図 29.7cm以上

レベル1、2の建材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合、**発注者**（又は自主施工者）は、作業開始の14日前までに、福岡市長への届出が必要です。（法第18条の17、規則第10条の4）

3 作業基準

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）や下請負人は、石綿の除去等作業の方法について、建材の種類及び作業の種類ごとに、作業基準を遵守する必要があります。（法第18条の14・20、規則第16条の4・13～15）

建材の種類	除去の方法		主な飛散防止措置	
			※1 湿潤化等	隔離養生
吹付け石綿 (レベル1)	切断等せずに除去を行う場合	吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法	○	負圧隔離養生
	切断等により除去を行う場合	① 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、集じん・排気装置を使用する方法		
		② ①と同等以上の効果を有するとして環境省令で定める方法		
石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材 (レベル2)	囲い込み・封じ込めを行う場合	吹付け石綿の囲い込み、もしくは石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の囲い込み・封じ込めを行う方法(切断等を伴うもの)	○	負圧隔離養生
		吹付け石綿の封じ込めを行う方法		
		吹付け石綿の囲い込み、もしくは石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の囲い込み・封じ込めを行う方法(切断等を伴わないもの)	○	隔離養生(負圧不要)
石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種の除去を行う場合	原形のまま取り外す方法	—※2	—
		上記方法での除去等が著しく困難なとき(切断等)	○	隔離養生(負圧不要)
	石綿含有成形板等の除去を行う場合	原形のまま取り外す方法	—※2	—
		上記方法での除去等が著しく困難なとき(切断等)	○	—
仕上塗材	石綿含有仕上塗材の除去を行う場合	電動工具(ディスクグラインダー又はディスクサンダー)を使わない方法	○	—※3
		電動工具(ディスクグラインダー又はディスクサンダー)を使う方法	○	隔離養生※4(負圧不要)

※1 石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかを行うこと

※2 粉じん飛散防止のため、実施することが望ましい

※3 工法により、飛沫防止等の養生が必要

※4 湿潤化及び隔離養生(負圧不要)と同等以上の措置を講じる場合は不要

届出や掲示板などの様式のダウンロードはこちら！

福岡市環境保全課HP
「公害防止法令の概要と届出様式」

福岡市 公害防止法令

検索



問い合わせ先

福岡市環境局環境保全課
TEL：092-733-5386